

## 国際税務 OECD CRS 関連情報

### ケイマン政府、CRS 規則改正を公表

2017 年 1 月 18 日

2016 年 12 月 22 日、ケイマン諸島政府は共通報告基準(Common Reporting Standard: 以下「CRS」)規則を改正する税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)(改正)規則、2016(“第 2 トランシェ”)(ケイマン政府ウェブサイト(英語、PDF))を公表した。本改正を反映した CRS ガイダンスノート修正版は 2017 年 3 月末までに公表予定である。以下にケイマン CRS 規則改正の主要なポイントをまとめる。

#### 1. 本人確認(Due Diligence)

ケイマン報告金融機関(Cayman Reporting Financial Institutions: 以下「CRFI」)は、現地 CRS 規則に基づく義務を遵守するための方針および手続を定めた文書を制定し、これを保持しなければならない。また、自己宣誓書面または証拠書類への依拠に対し、CRFI がこれを不正確であると知るまたは信じる由がある場合は、CRS 規則への義務への違反となる。

#### 2. 通知義務(Notification Obligations)

ケイマン金融機関(Cayman Financial Institutions: 以下「CFI」)は、2017 年 4 月 30 日の期限までに、税務情報庁(Tax Information Authority: 以下「TIA」)に対し、AEOI(Automatic Exchange of Information)ポータルを通じて通知書を提出しなければならない。

当該通知は第 2 トランシェの CRS 規則 8(4)に規定される情報を含まなければならない。TIA に対し既に自身の FATCA<sup>1</sup>/UK-CDOT(United Kingdoms, Crown Dependencies and Overseas Territories)の目的に基づくステータスを通知済みのケイマン金融機関も、自身が CRFI と非報告金融機関(Non-Reporting Financial Institution: 以下「NRFI」)のいずれに該当するのかを確定するため、当該通知書の更新を行わなければならない。

#### 3. 報告義務(Reporting Obligations)

##### (1) ゼロ報告(Nil Returns)

第 2 トランシェによって公表された重要な変更の一つに、報告対象口座が存在しない場合でも、ゼロ報告を行う義務が、全 CRFI に対して課せられた点が挙げられる。

##### (2) 報告手続(Reporting Process)

報告金融機関は、CRS XML スキーマに基づいて報告データを作成し、さらに、報告対象口座の存在する各報告対象国/地域毎に個別の報告データを提出しなければならない。

注: DTIC(Defense Technical Information Center: アメリカ国防技術情報センター)は全報告対象国/地域における全報告対象口座について、単一の XML ファイルの提出を許可することが可能かについて検討中である。

##### (3) UK-CDOT の経過措置(UK-CDOT Transition)

2017 年以降、CRFI は UK の報告対象口座を CRS 規則に基づいて報告することとなる。

#### 4. 法律違反と罰則(Offences and Penalties)

第 2 トランシェのパート 3 では CRS 規則に対する違反の詳細なリストが規定されており、当該リストでは罰則の対象として、虚偽の自己宣誓書面への署名や明確な承認を含んでいる。また、違法行為を防止するための妥当な努力を行使した旨を示すことができない限り、当該金融機関が犯した違法行為に対する罰則責任は当該金融機関の取締役または類する役員、LLC(Limited Liability Company: 有限責任会社)および類似の事業体のメンバーに科されることとなる。

罰則金は団体または金融法人による違法行為 1 件に対し 50,000 ドルを上限とし、当初罰則が科された後も違法状態が修正されない場合には、さらに追加で 1 日あたり 100 ドルの罰則金が科せられる。さらに、他の者による違反については最大 20,000 ドルが科せられる可能性がある。

#### おわりに

ケイマンに CRS 規則上の金融機関に該当する事業体がある場合には、当該公表に基づく対応の検討と、間もなく公表されるガイダンスノートの修正版の内容を確認し、必要な対応を行うと共に、引き続きケイマン CRS の動向に注視が必要である。

1 FATCA(Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法)

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.